

国際税務 QI/FATCA/CRS 関連情報

ケイマン政府、自動的情報交換制度についての通知義務、報告義務を含む最新情報を公表

2017年7月24日

2017年6月28日、ケイマン諸島政府は、自動的情報交換制度(Automatic Exchange of Information: 以下「AEOI」)ポータルにおける CRS 報告機能の実装、AEOI ポータル V3.2.1 User Guide(以下「改訂版ユーザーガイド」)、主要連絡担当者(Principal Point of Contact: 以下「PPoC」)の変更申請、自己宣誓様式の改訂版、等を含む新たな [AEOI に関する情報およびアップデート\(AEOI News & Update](#)(ケイマン諸島ウェブサイト(英語、PDF))を公表した。さらに、2017年7月19日、[ケイマン AEOI ポータルアップデート-通知および報告期限\(Cayman AEOI Portal Updates-Notification & Reporting Deadline](#)(ケイマン諸島ウェブサイト(英語、PDF))を追加的に公表し、すべてのケイマン金融機関(Cayman Financial Institutions: 以下「CFI」)は、報告義務が無くとも通知が必要となることの確認と、CRS 初回報告期限の延期を公表した。

ここでは、その概要と CFI の今後の主な対応ポイントを記載する。

1. 通知義務(Notification Obligations)

(1) 通知書提出期限の延期

2017年6月13日付ニュースレターにおいて、CRS の規定で CFI に該当する場合には、報告対象の口座の有無にかかわらず税務情報庁(Tax Information Authority: 以下「TIA」)に対し、AEOI ポータルを通じて通知書を2017年6月30日までに提出しなければならないと述べたが、この期限は2017年7月31日に延期されている。

通知の要否および通知方法の概要については、[6月13日付ニュースレター](#)(デロイト トーマツウェブサイト)にて記した内容から変更はない。詳細については、改訂版ユーザーガイド Module II に記載されている。

(2) 主要連絡担当者の変更申請

CRS または FATCA において、報告義務がある CFI で、PPoC が変更されている場合には、変更申請を2017年7月7日までに送付が必要と公表された。PPoC を変更する場合には、AEOI ポータルでの変更手続は認められておらず、改訂版ユーザーガイド Module III Section 3 の指示に従い、ケイマン AEOI ポータルチーム(CaymanAEOIportal@gov.ky)宛に電子メールで申請することが求められている。期限を過ぎて送付された PPoC の変更申請は、CRS に基づく初回報告の期限である2017年7月31日までに処理されない可能性があることに注意喚起されている(7月19日の公表において CRS の初回報告期限は2017年8月31日に延期されているが、PPoC の変更申請に関する期限については、言及されていない)。

なお、現時点で、既に変更申請の期限は過ぎているため、PPoC の変更を希望する金融機関は可能な限り早急に変更申請を行うか、あるいは、一時的な対応方法として、金融機関の CRS の報告義務を満たすために、現在の PPoC が変更後の PPoC を補助的ユーザー(Secondary User)として作成登録することも可能である。補助的ユーザーの作成登録は、改訂版ユーザーガイド Section 2.1 の指示に従い、AEOI ポータルにおいて行う。

2. 報告義務(Reporting Obligations)

US FATCA/UK-CDOT においては、報告対象がない場合には、ゼロ報告は義務付けられていない。一方、CRS において、CFI は、限定的な一部の非報告金融機関(Non-Reporting financial Institution: 「NRFI」)に該当し免除されない限り、ケイマン報告金融機関(Cayman Reporting Financial Institution: 以下「CRFI」)として、報告対象口座が存在しない場合でも、ゼロ報告を行う義務が課せられている。CRS の初回報告期限は7月19日の公表により延期され、2017年8月31日となった。これは最終的な延期であり、今後追加の延期はないとのこ

と。また、今回、改定版ユーザーガイド Module V にて報告についての詳細が公表された。主なポイントは以下のとおりである。

(1) CRS 対象国別申告(Receiving Country Return)

報告対象口座が存在する場合、改訂版ユーザーガイド Module V Section 1.3 に規定されている XML 形式、または Section 1.4 に規定されているマニュアル入力形式のいずれかの方法で、国別に申告が必要となる。ただし、国別申告では、ゼロ報告はできず、報告対象がない CRFI は、後述の CRS 宣誓申告においてゼロ報告を行う。報告対象がある CRFI は、最初に、CRS 対象国別申告を行った後に、CRS 宣誓申告を行う。

(2) CRS 宣誓申告(Filing Declaration)

すべての CRFI および受託者開示信託は、改訂版ユーザーガイド Module V Section 1.6 に詳細が規定されている CRS 宣誓申告様式(CRS Filing Declaration Form)を提出しなければならない。この様式では、CRS 対象国別報告において実施した申告の内容の確認およびゼロ報告を行うとともに、それらの内容が正確であり、CFI の報告義務を満たしていることおよび不正確な情報を TIA に提供した場合には、罰則の対象となることについても認めた上で、宣誓するものである。

3. CRS 報告対象国(Reportable Jurisdictions)

ケイマン諸島政府は[臨時官報 No.49/2017](#)(ケイマン諸島ウェブサイト(英語、PDF))を発行し、CRS における報告対象国・地域に新たにバルバドス、キュラソー、ニウエの3カ国が追加されたと発表した。これら3カ国に係る報告義務は2018年以降に提出される報告からの適用となる。

4. 個人/事業体自己宣誓様式(Entity and Individual Self-Certifications)

ケイマン政府は、従前より、個人・事業体の自己宣誓様式を公表していたが、その改訂版が公表された。今後、CFI が口座の本人確認を行う場合には、新様式にて行うことをお勧めする。

おわりに

6月13日付のニュースレターでもお伝えしたとおり、ケイマンに CRS 規則に遵守しない場合には、罰則金の規定も定められていることから、仮にケイマンの SPV が実体のないペーパーカンパニーである場合も、または、活動をほとんど行っていない場合にも、法令を確認した上で、適切な対応が必要となるので留意されたい。特に、通知書の提出期限が2017年7月31日、CRS の報告期限も2017年8月31日と迫っていることから早期の対応が必要となる。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/us

問い合わせ

米国税務および QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイト トーマツ税理士法人 東京事務所 US デスク		
パートナー	前田 幸作	kosaku.maeda@tohatsu.co.jp
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	naoko.akiba@tohatsu.co.jp
マネジャー	Yeh Ching-Feng (Vincent)	ching-feng.yeh@tohatsu.co.jp
マネジャー	五十嵐 寿行	hisayuki.igarashi@tohatsu.co.jp
マネジャー	高島 憲一	kenichi.takashima@tohatsu.co.jp
アシスタントマネジャー	上田 真樹	masaki.ueda@tohatsu.co.jp
所在地	〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階	
Tel	03-6213-3800(代)	
email	tax.cs@tohatsu.co.jp	
会社概要	www.deloitte.com/jp/tax	
税務サービス	www.deloitte.com/jp/tax-services	

トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイト トーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 11,000 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または “Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社 (デロイト トーマツ 税理士 法人を含むがこれに限らない、以下「デロイト ネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイト ネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.